

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十
八号）（生活衛生課）

一 趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護管理員について定める等するための改正

二 内容

(一) 動物の愛護及び管理に関する事務を行う職員として、動物愛護管理員を置くことを規定

(二) 法が改正されたことにより、条例に引用している法の条項の一部について条
項ずれが生じたため、当該引用箇所を修正

三 施行期日

令和二年六月一日